（案）

令和７年度森林・山村地域活性化振興対策交付金の仮申込の受付について

令和６年１２月　６日

令和６年１２月２７日改正

（一財）都市農山漁村交流活性化機構

森林・山村多面的機能発揮対策事務局

森林・山村多面的機能発揮対策交付金は、令和７年度から「森林・山村地域活性化振興対策交付金」に名称が変更され、里山林の整備・活用を通じた地域の維持・活性化を目的とした内容にリニューアルされる見込みです。

令和７年度に交付金の交付を希望する活動組織は、別添「仮申込書」に必要事項を記入して、令和７年２月１２日（水）までに３の申込先へご提出ください。

記

１　説明会

　　　次の日時にオンラインで開催します。参加を希望される方は、３の申込先へ、参加者のお名前、メールアドレス、電話番号、参加希望日をご連絡ください。

これらの日時に参加できない方、対面での説明を希望される方等は、３の窓口へご相談ください。

　（１）過去に森林多面交付金の採択を受けたことがある方

　　　①１月１０日（金）　１６時～１７時

　　　②１月１４日（火）　１６時～１７時

　（２）初めて交付金を申請する方等（（１）以外の方）

　　　①１月１０日（金）　１０時～１２時

　　　②１月１４日（火）　１３時～１５時

　　　　（注）２時間のうち、前半は制度内容、後半は申請に必要な準備事項等についてご説明します。

２　現地相談

　①　仮申込を提出する前に現地相談を受けることができます。その際、地元の準備が整っている場合には計画図作成や数値目標設定等もご支援します。仮申込前の現地相談を希望される方は、別添申込書によりお申し込みください。

　②　現地相談を受けずに仮申込を提出した場合は、２月２８日（金）までに現地相談を受けていただき、計画の実現性や有効性等を確認させていただきます。

　③　面積や目標が変わらない継続団体は、現地相談は不要です。

　④　現地相談の希望が多い場合は、すべてのご希望に沿えない場合がございます。その場合はご容赦ください。

３　申込先・相談窓口

　　〒101-0042　東京都千代田区神田東松下町45番地　神田金子ビル５階

　　一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構　森林・山村多面的機能発揮対策事務局

　　電話090-2625-9588または03-4335-1985　Fax03-5256-5211　E-Mail　satoyama@kouryu.or.jp

４　申込前後のスケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 現地相談を受けた後に仮申込をする場合 | 仮申込の後に現地相談を受ける場合 |
| １月３１日頃まで　現地相談を実施  ２月１２日まで　　活動計画案の作成、仮申込の提出 | ２月１２日まで　仮申込を提出  ２月２８日まで　現地相談を実施  　　　　　　　　⇒後日、活動計画案の作成 |
| ４月上旬　林野庁の要綱要領改正後に募集開始  ４月中旬　第1次募集の締切　（５月下旬に審査結果のお知らせ、６月１日から活動開始）  　　　　　　※第1次募集は、継続組織及び２月２８日までに申請書案が完成した組織のみ応募可  ５月末日　第2次募集の締切　（６月下旬に審査結果のお知らせ、７月１日から活動開始）  これ以降、８月末日まで毎月末日締切、翌月中下旬に審査結果のお知らせ、翌々月の1日から活動開始を繰り返します。ただし、採択見込額が予算額に達した時点で受付終了。 | |

５　留意事項

（１）仮申込書の受理は、交付金の採択を約束するものではありません。4月以降、募集開始後に改めて採択申請書等をご提出いただき、外部委員による審査等を経て、予算の範囲内で採択させていただきます。

（２）受理された仮申込書の内容は、林野庁に対する要望額に反映し、都道府県ごとの予算額の決定に活用されます。不用額が発生すると次年度の予算が減額されるなど他の組織に迷惑が及びますので、実現可能な内容でお申し込みください。

　　（実現性が低い仮申込の例）

　　　　①　活動する森林が未定（地番や地権者が不明、地権者の内諾が得られていない、申請地が森林ではない。）

　　　　②　自己資金が不足（１５０万円のチッパー購入を申し込んだが、自己資金７５万円を調達できず、申請を諦めた。）

　　　　③　スキルや人数が不足（危険木の伐倒や搬出間伐を構想したが、スキルが足りず、実施できない。）

（３）仮申込書を提出できなかった組織からの採択申請も受け付けさせていただく考えですが、仮申込をした組織を優先的に採択させていただきます。

（４）令和７年度の申請が不採択になった場合は、令和８年度以降の採択に向けて計画熟度を高めるための支援活動をさせていただきますので、事務局へご相談ください。

（５）令和７年度から制度内容が大幅に変わる見込みです。現時点で示されている概要は別添のとおりですが、細かい要件は未だ明らかになっておりません。また、今後成立する予算内容に応じて事業内容等に変更が生じる場合もございます。したがいまして、仮申込が受理されても、新しい交付金の対象にならない可能性がございますので、その場合はご容赦ください。お申込みをされた皆様には、新制度に関する新しい情報が入り次第、都度共有させていただきます。

以　上